



貸付金債権の評価—回収見込みがないことの実認定
—相続開始日には営業譲渡の効力は発生していないという原処分庁の主張を排斥—

貸付金債権の相続税評価について、回収が「不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」は、その金額は元本に算入しません(評基通205)。回収見込みが不可能又は著しく困難であるかどうかは、法的に切捨て等が確定している場合は格別、事実認定によって判断せざるを得ません。その事実認定が不十分であったとして原処分を取り消した非公開裁決をご紹介します(平成18年5月12日裁決・一部取消し・F0-3-135)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

【事案の概要】

被相続人甲は、平成12年11月21日A社に対し2億円を貸し付けましたが、業績不振が続く同社から返済を受けないまま、平成15年■月■日死亡しました。A社はメインバンクからの融資も受けられず、莫大な不良在庫を抱える危機的状況にあったことから、本件相続開始日の数ヶ月前である平成15年2月24日の臨時株主総会及び取締役会において、グループ会社であるB社に営業譲渡することを決定しました。その後、同年8月25日に営業譲渡契約書を締結し、11月18日の臨時株主総会において同契約を承認可決し、翌年2月28日に清算を行ないました。

請求人らは、本件貸付金の一部は回収が著しく困難であったとして、配当見込額31,597,069円に既経過利息98,630円を加算した31,695,699円を本件貸付金の評価額として申告を行ないました。原処分庁は、相続開始日においてその回収が著しく困難であるとは認められないとして、本件貸付金の評価額を2億円とする更正処分を行ないました。

【審判所の判断】

- 1 評価通達205に規定する「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、手形交換所の取引停止処分等があったとき等の事実準じる状況をいい、これと同視できる程度に債務者の資産状況及び営業状況等が客観的に破たんしていることが明白であって、債権の回収の見込みのないことが客観的に確実であるといえるときであると解するのが相当である。
- 2 A社は、金融機関からの融資も受けられず、仕入代金を含む運転資金の不足を■■に経常的に頼らざるを得ず、およそ正常な営業活動が行なわれる状況ではなかったことがうかがわれ、これが維持されたのはひとえに■■が無制限に資金援助を続けていたからであったと認められる。これらのことからすれば、A社は、本件相続開始日において、営業活動は継続しているものの、同社の資産状況、営業状況は極めて危機的な状況にあったと認めるのが相当である。
- 3 A社の株主総会及び取締役会において本件営業譲渡の実行準備に入ることが決定された平成15年2月24日には、被相続人からの借入金等をB社に引き継がずに営業譲渡し、解散・清算することが事実上確実となったと認めるのが相当である。そうすると、本件相続開始日における本件貸付金の客観的価値は、A社の営業譲渡見込額及び残余財産見込額を合理的に算出した場合の本件貸付金の配当見込額相当額にとどまるというべきである。

………… (税法データベース編集室 正木洋子)

◇以上の裁決例について詳細(全文・A4判22頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。